

平成23年度 北海道サッカーリーグ 第9回 道央ブロックリーグ 開催要項

- 1 主 旨 本大会は、各地区社会人サッカーリーグの代表チームが更に高いレベルと、幅広い活動を目指し、社会人サッカーの発展に寄与することを目的として実施する。
- 2 名 称 平成23年度 北海道サッカーリーグ 第9回 道央ブロックリーグ大会
- 3 主 催 (財)北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 札幌地区サッカー協会 千歳地区サッカー協会 小樽地区サッカー協会
札幌社会人サッカー連盟 千歳地区社会人サッカー連盟 千歳サッカー協会
- 5 開催期日 平成23年5月15日(日)～9月4日(日)
- 6 会 場 札幌市厚別公園競技場・札幌サッカーアミューズメントパークサッカー場・
札幌市東雁来公園サッカー場・野幌総合運動公園天然芝サッカー場・
千歳臨空公園サッカー場・小樽市望洋サッカーラグビー場・
赤井川村郡運動公園サッカー場

7 参加資格

(財)日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に加盟登録された第1種の登録チームで、次の資格を有するものに限る。

- (1) 本年度、上記の加盟登録手続を完了し、加盟金納入済みのものであること。
- (2) クラブチームは、他の事業体チーム或いは他のクラブチームに二重登録されていないこと。
- (3) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(財)日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームの選手は除く。
- (4) 外国籍選手の登録・出場は1チーム3名以内とする。
- (5) 全道ブロックリーグ決勝大会に出場権を得た場合、必ず出場できるチームであること。

8 リーグ編成

千歳地区1チーム、小樽地区1チーム、札幌地区4チームの6チーム編成とする。

9 競技規則

- (1) 本年度(財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
- (2) 試合に出場する選手は、(財)日本サッカー協会発行の2011年度発行の選手証または(財)北海道サッカー協会発行の仮選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙とともに本部に提出すること。尚、未提出の選手は、その試合に出場することができない。

10 競技方法

- (1) 6チームによる2回戦総当たりとする。
- (2) 競技時間は90分(延長無し)、試合開始時刻は各開催日・会場によって異なるので注意すること。
- (3) 選手の交代はメンバー票に記載された最大7名の交替選手から4名の交代を認める。
- (4) ベンチに入ることのできる数 13名(交代要員7名、役員6名)

11 参加料

160,000円(消費税込)

12 選手エントリー

- (1) 第7項の「参加資格」を有する選手をいう。
- (2) 選手登録の追加・移籍・削除の手続きはチームが所属する各地区協会に行い、その内容が所定の手続きにより本大会事務局で確認された後、出場を認められる。

13 ユニフォーム

- 大会実施年度の(財)日本サッカー協会ユニフォーム規定による。
但し、以下の項目については特に本大会用として規定を定める。
- (1) ユニフォームは、正・副2着以上を登録し、常時携行すること。
 - (2) シーズン中の番号の変更は出来ない。

14 組合せ及び日程

- (1) 全6チームによる2回戦総当りのリーグ戦とし、ホームアンドアウェイ方式を原則とする。
- (2) リーグ日程は、主管責任地区が参加各地区との協議の上決定する。
- (3) 試合開始時間、順序は主管責任地区が決定する。

15 順位の設定

次の方法により決定する。

- (1) 勝点 (勝ち3点・引分1点・負け0点)
- (2) 全試合のゴールデファレンス (総得点 - 総失点)
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 当該チームの対戦成績
1 勝点 2 得失点 3 総得点数
- (5) 以上により確定することができない場合には、北海道社会人サッカー連盟において順位決定する方法を決定する。

16 入 替

- (1) 平成24年度、5ブロック制の移行に伴い、入れ替え戦は別途平成23年度の道央ブロックリーグの成績により本運営委員会で決定する。
- (2) 当該年度各ブロックリーグ優勝チームは、全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得る。

17 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) 審判資格は主審を2級以上、副審を3級以上、第4の審判員を4級以上とする。
- (3) 地区担当者は試合開催日までに主管協会へ審判員の派遣を依頼すること。
- (4) 主審は競技終了後、速やかに審判報告書を会場責任者に提出すること。
- (5) 審判員の報酬は主審3,000円、副審2,000円、第4の審判員1,000円とする。但し、1級審判員・市外から派遣される場合は別途加算する場合がある。

18 競技記録及び公式記録員

- (1) 本大会の競技記録は別に定める運営当番チームが行う。
- (2) 競技記録は(財)北海道サッカー協会が認定した公式記録員を含む2名以上で行う。
- (3) 競技記録担当者は、試合開始40分前までに本部席に集合し必要な準備を行うこと。
- (4) 競技終了後、主審・両チーム監督及びマッチコミッショナーに記録内容を確認の上、署名を求めること。

- (5) 完成した公式記録用紙は会場の運営責任者に提出し、以後、記録内容に関する異議・訂正は受理しない。

19 会場運営

- (1) 会場の準備は各会場の第1試合のホームチームが行い、片付けは各会場の最終試合のホームチームが責任を持って行うこと。
- (2) この任に当たるチームの運営委員は事前に主管地区協会・連盟に必要な打ち合わせを行うこと。
- (3) 準備は試合開始時刻の遅くとも90分前から行い30分前には完了すること。
会場責任者の指示により テントの設営 机・椅子・ベンチの設置 ラインの整備
ゴール及びコーナフラッグの設置 第4の審判員席の設置 試合球(2個)の提供
を行う。
- (4) 各試合の運営当番チームは公式記録員2名を含む4名以上の担架要員を待機させること。
- (5) 後片付けは試合終了後速やかに行い、30分以内を目途に終了し、施設管理者の確認を受けること。会場責任者の指示により 使用機材の撤収 会場内外のゴミ等の回収・清掃を行う。
- (6) 会場によってゴールの移動が必要な場合、第1試合の両チーム・最終試合の両チームが分担して移動する。

20 懲 罰

- (1) 警告・退場の処置
 - ア 警告は累積3で1試合の出場停止とし、その他の処置については、運営要項細則により処置する。
 - イ 裁定が必要な場合は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠り処置する。
- (2) 棄権チームの処置
 - ア 試合を棄権した場合は次年度の参加を含め、北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
 - イ 特別な事由により棄権となった場合、必要な調査の上、不可抗力と認定されれば再試合を認める。この際、再試合に懸かる会場準備・審判員の配置及び経費は当該チームの負担とする。
 - ウ 不戦勝となったチームに得点 5 及び勝点 3 を与える。
- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (4) 試合中、またはその前後に悪質な言動があった場合、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (5) 大会期間中、またはその前後において、本大会の秩序を乱すような悪質な言動があった場合その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。

21 マッチコミッショナー

- (1) 本大会は、各会場の各試合にマッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは試合開始40分前を過ぎない時刻にマッチコーディネーションミーティングを主催し、両チームの監督・主審に運営担当役員を交えて必要な打ち合せ・確認を行なう。

- (3) マッチコミッショナーは試合開催(試合中を含む)におけるトラブル等が発生した場合、北海道社会人サッカー連盟に対し速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

22 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務づける。ただし、やむを得ずベンチ入りができない場合、チーム役員が監督代理を行うことができる。この場合事前に所属地区連盟に届け出て許可を受けなければ成らない。緊急の事態により、事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に速やかに事情を説明し指示に従うこと。尚、緊急の事態の経緯等を書面にて所属地区連盟宛へ提出すること。
- (2) 監督がその任を永きにわたって履行できない場合、所属地区連盟に申し出し、指示を受けること。
- (3) チーム監督あるいは助監督が選手を兼ねる場合は、事前に登録された役員をベンチ入りさせること。
- (4) 監督の代理をできる者は、事前に登録された役員8名以内の中から行うこと。
- (5) 上記(1)～(4)に違反した場合、次節の1試合を没収し、対戦相手チームに得点5・勝ち点3を与える。
- (6) 試合場への移動、及び試合中などの事故防止については各チームの責任において徹底する事。また傷害保険等の加入もチームの責任において行うこと。
- (7) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合には、本大会主管地区責任者、マッチコミッショナー、審判団において協議のうえ対処する。その場合、中断・中止・延期する事があるので留意のこと。

23 附 則

- (1) 本大会を円滑に運営するために「道央ブロックリーグ運営委員会」及び事務局を置く。
- (2) 道央ブロックリーグ運営委員会規定は別にこれを定める。

【本大会に関する問い合わせ先】
札幌社会人サッカー連盟事務局
〒062-0912
札幌市豊平区水車町5丁目5-41
E-mail a00016490@triton.ocn.ne.jp
TEL/FAX (011)841-2401

以上